

生活保護

生活保護制度

制度の概要

生活保護制度は、憲法25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障し、あわせて自立を助長することを目的としています。

一般勤労世帯の消費支出などを基にして、厚生労働大臣が定める保護の基準によって計算された最低生活費と、保護を受けようとする人の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について保護を行います。

保護は、生活扶助とその他の扶助(教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭)に分かれており、保護を受ける人の世帯構成や収入などの状況に応じて、その全部または一部が適用されます。保護費は原則として金銭で支給されます。

保護を必要とする人のうち、身体上又は精神上に障害がある人のために救護施設があり、医療を必要とする人のために医療保護施設及び指定医療機関が、介護を必要とする人のために指定介護機関があります。

種類 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類があり、生活状態に応じて、一つあるいは二つ以上の扶助を行います。

対象 生活に困窮する者が、その利用できる資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活維持のために活用し、また民法に定める扶養義務者の扶養、及び他の法律に定める扶助を保護に優先して受けられた上で、なおかつ国で定めた最低限度の生活が営めない場合、保護の対象となります。

保護の決定 市又は区の福祉事務所、町村を管轄する健康福祉センター生活保護担当課は、暮らしや病気で困っている人から保護の申請を受けると、その家庭に地区担当員を訪問させ、実情を調査した上で、その家庭の収入を認定し、保護の基準に不足する部分について保護を行います。

窓口 市部にお住まいの方は居住地の福祉事務所へ、町村部にお住まいの方は、最寄りの町村を管轄する健康福祉センター生活保護担当課あるいは町村役場の福祉担当課にご相談ください。民生委員に相談されても結構です。

不服申立て

生活保護は国民の権利ですから当然受けられる保護が正当な理由もなく受けられない場合は不服の申立てができます。

請求内容 不服の申立の対象となるものは主として次の処分です。

- 1 保護の適否、種類、程度、及び方法の決定に関する処分
- 2 保護の変更、停止、又は廃止の決定に関する処分
- 3 保護の申請却下に関する処分

請求手続

福祉事務所長、あるいは健康福祉センター長の保護決定に不服がある場合は、千葉県知事に対して不服の申立をすることができます。手続は、知事宛てに不服申立書を作り、各市又は区の福祉事務所長、健康福祉センター長又は県庁健康福祉部健康福祉指導課 電話 043(223)2309 に提出して下さい。

請求期間

原則として、処分のあったことを知った日の翌日から60日以内に行うもので、知事は不服申立書を受けた日から50日以内に裁決し、書類で不服申立人に通知しなければならないことになっています。

なお、知事の裁決に不服のある場合は、厚生労働大臣に不服を申立てることができます。

生活保護の基準

生活扶助

衣食、その他日常生活の需要を満たすための扶助であって、飲食物費、光熱水費、移送費などを支給します。

基準生活費(月額) 原則として、居宅において、1ヶ月単位で金銭をもって支給します。生活扶助の基準は、級地毎に、年齢、世帯人員別に決められています。

千葉県の市町村の級地区分は次表のとおりです。

生活扶助基準額については、町村を管轄する健康福祉センター生活保護担当課又は市・区の福祉事務所にお問い合わせください。

平成21年度

| 級地 | 市町村 |
|---------|--------------------------|
| 1級地 - 2 | 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、浦安市 |

| | |
|---------------------|---|
| (6市) | |
| 2級地 - 1 (9市) | 野田市、佐倉市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、四街道市 |
| 3級地 - 1 (15市1町) | 銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、袖ケ浦市、白井市、匝瑳市、香取市、酒々井町 |
| 3級地 - 2 (6市19町村) | 上記以外の市町村 |

生活扶助基準額(月額) 1級地の2の場合

平成21年度

| 扶助の種類 | 基準額 | | | | | |
|-------------|------------------------|---------|---------|---------|---------|-----------------|
| | | | | | | |
| 居宅 (第1類) | 0～2歳 | 19,960円 | | | | |
| | 3～5歳 | 25,160円 | | | | |
| | 6～11歳 | 32,540円 | | | | |
| | 12～19歳 | 40,190円 | | | | |
| | 20～40歳 | 38,460円 | | | | |
| | 41～59歳 | 36,460円 | | | | |
| | 60～69歳 | 34,480円 | | | | |
| | 70歳以上 | 31,120円 | | | | |
| 居宅 (第2類) | 世帯人数により右記の額 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 以上1人増すごとに440円加算 |
| | | 41,480円 | 45,910円 | 50,890円 | 52,680円 | |
| 冬季加算 | 11月～3月の期間 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 以上1人増すごとに200円加算 |
| | | 2,950円 | 3,820円 | 4,560円 | 5,170円 | |
| 妊婦加算 | 妊娠を確認した翌月から出産の日の属する月まで | 妊娠6ヶ月未満 | | | 妊娠6ヶ月以上 | |
| | | 9,140円 | | | 13,810円 | |

| | | | |
|-------------|--|--|---------------------|
| 産婦加算 | 出産の日の属する月から6ヶ月間 | 8,490 円 | |
| 児童養育加算 | 第1子及び第2子 | 3歳に満たない児童 3歳以上小学校終了前の児童 | 10,000 円 5,000 円 |
| | 第3子以降 | 小学校修了前の児童 | 10,000 円 |
| 障害者加算 | 身体に障害のある者 (1級～3級) | 1級～2級に該当する障害者 | 3級に該当する障害者 |
| | | 26,850 円 | 17,890 円 |
| ひとり親世帯就労促進費 | 父母の一方若しくは両方がかけている18歳未満の児童を養育する者(住宅) | 就労収入の月額が30,000円以上 就労収入の月額が30,000円未満 (母子加算及びひとり親世帯就労促進費について、同一の者が両者の支給事由に該当する場合には、いずれか高い方の額を算定するものとする。) | 10,000 円 5,000 円 |
| 他の加算・一時扶助 | 在宅患者加算・放射線障害者加算・介護保険料加算・介護施設入所者加算(一時扶助は記載省略) | | |

住所地の級地区分により基準額が定められているので、詳細は町村を管轄する健康福祉センター生活保護担当課又は各市・区の福祉事務所にお問い合わせください。

教育扶助

生活に困窮する家庭の児童が、義務教育を受けるのに必要な扶助です。教育費の需要の実態に応じ、原則として金銭をもって支給します。

基準額(月額) 平成21年度

| 学校別 | 小学校 | 中学校 |
|----------|-----------------------------------|--------|
| 基準額(月額) | 2,150円 | 4,180円 |
| 学級費等(月額) | 620円以内 | 740円以内 |
| 教材費 | 正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額 | |
| 学校給食費 | 保護者が負担すべき給食費の額 | |
| 通学のための交通 | 通学に必要な最小限度の額 | |

| | | |
|--------------------------|--------|--------|
| 費 | | |
| 学習支援費(月額) (平成21年7月から) | 2,560円 | 4,330円 |

住宅扶助

生活困窮者が、家賃、間代、地代等を支払う必要があるとき、及び補修、その他住宅を維持する必要があるとき行う扶助です。原則として金銭をもって支給します。

基準額(月額) 平成21年度

| 区分 | 家賃・間代・地代等の額 | | 補修費住宅維持費の額 |
|-----|-------------|-----------|------------|
| 基準額 | 1級地及び2級地 | 13,000円以内 | 118,000円以内 |
| | 3級地 | 8,000円以内 | |

(注) 1 家賃、間代は住宅事情によりやむを得ない場合、特別基準として次の範囲内で認定されます。

| 人員別 級地 | 1人世帯 | 2人～6人世帯 | 7人以上世帯 |
|--------|---------|---------|---------|
| 1・2級地 | 46,000円 | 59,800円 | 71,800円 |
| 3級地 | 37,200円 | 48,400円 | 58,100円 |
| 千葉市 | 45,000円 | 58,500円 | 70,200円 |

(注)2 やむを得ない事情により転居しなければならない場合特別基準として敷金等が認定されます。

3 補修費等は特別基準として177,000円の範囲内で認定されます。

4 特別基準の認定については実施機関が行いますので、町村を管轄する健康福祉センター生活保護担当課または各市・区の福祉事務所にお問い合わせください。

医療扶助

生活困窮者が、怪我や病気で医療を必要とするとき行う扶助です。原則として現物給付(投薬、処置、手術、入院等の直接給付)をもって行います。

なお、この給付は生活保護法指定医療機関に委託して行いますが、場合によっては指定外医療機関でも給付を受けられます。

医療扶助基準 全級地

| | | |
|---|------------------------|---|
| 1 | 指定医療機関等において診療を受ける場合の費用 | 生活保護法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額 |
|---|------------------------|---|

| | | |
|---|------------------------------|--|
| 2 | 薬剤又は治療材料の購入費(1の費用に含まれる場合を除く) | 25,000円以内の額 |
| 3 | 施術のための費用 | 都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市の長が施術者のそれぞれの団体と協定して定めた額以内の額 |
| 4 | 移送費 | 移送に必要な最小限度の額 |

介護扶助

要介護又は要支援と認定された生活困窮者に対し行う扶助です。

原則として生活保護法指定介護機関に対し介護券を発行することにより現物給付をもって行います。

| | | |
|---|---------------------------|--|
| 1 | 居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用 | 生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額 |
| 2 | 移送費 | 移送に必要な最小限度の額 |

出産扶助

生活困窮者が出産をするとき行う扶助です。原則として金銭をもって支給します。

基準額 平成21年度 (全級地)

| 区分 | 基準額 |
|------------|------------|
| 施設分べんの場合の額 | 182,000円以内 |
| 居宅分べんの場合の額 | 204,000円以内 |

病院、助産施設等において分べんする場合は、入院(8日以内の実入院日数)に要する必要最小限度の額を基準額に加算します。

衛生材料費を必要とする場合は、5,400円の範囲内の額を基準額に加算します。

生業扶助

生業に必要な資金、器具や資材を購入する費用、または技能を修得するための費用、就労のための支度費等を必要とするとき行う扶助です。原則として金銭をもって支給されます。

基準額 平成21年度 (全級地)

| 区分 | 基準額 |
|----|-----|
|----|-----|

| | |
|----------------------------|-----------|
| 生業費 | 45,000円以内 |
| 技能習得費(高等学校等就学費を除く) | 70,000円以内 |
| 技能習得費(高等学校等就学費・月額) | 5,300円 |
| 技能習得費(学習支援費・月額)(平成21年7月から) | 5,010円 |
| 就職支度費 | 28,000円以内 |

(注)生業費、技能習得費については、特別基準の認定も行われます。

葬祭扶助

生活困窮者が、葬祭を行う必要があるとき、行う扶助です。原則として金銭をもって支給します。

基準額 平成21年度

| 大・小人別 級地別 | 基準額 | |
|--------------|------------|------------|
| | 大人 | 小人 |
| 1・2級地 | 199,000円以内 | 159,200円以内 |
| 3級地 | 174,100円以内 | 139,300円以内 |

法外援護

被保護世帯に対して、より充実した生活を送っていただくために法律以外の援護措置を行っています。

援護の種類と内容 平成20年度

| 種類 | 援護対象 | 内容 | 支給時期 |
|---------|-----------------|----------------------|------|
| 修学旅行支度金 | 小学校6年生(泊つき修学旅行) | 現金3,000円 | 随時 |
| | 中学校3年生(泊つき修学旅行) | 現金5,000円 | |
| 出産費助成 | 被保護世帯の出産者 | 出産費不足の時 50,000円限度 | 随時 |

施設

救護施設

身体上又は精神上に著しい障害があるため、自分一人では生活できない方を入所させて保護するところです。

援護内容 給食、介護、健康診断、教育娯楽、生活指導等

入所要件 生活保護法による被保護者で次のような事情のある人です。

- 1 働く能力がない人
- 2 施設を離れては生活できない人
- 3 日常生活において、常時臥床しているか、食事及び排泄入浴などについて介護を要する人
- 4 社会復帰する見込みのほとんどない人

相談窓口 各市又は区の福祉事務所、町村を管轄する健康福祉センター生活保護担当課、若しくは町村役場福祉担当課に相談して下さい。

救護施設一覧

| 名称 | 郵便番号 | 所在地 | 電話 |
|-------------------|----------|--------------------|--------------|
| 千葉県松風園 | 266-0007 | 千葉市緑区辺田町 604 | 043(291)0150 |
| 千葉県救護盲老人施設 猿田荘 | 288-0855 | 銚子市猿田町 440 | 0479(33)1385 |
| 成田市愛光園 | 286-0005 | 成田市下方 1561-1 | 0476(27)3516 |
| 厚生園 | 289-0345 | 香取市八本 555-27 | 0478(82)5134 |
| 房総平和園 | 299-3223 | 山武郡大網白里町南横川 1748-1 | 0475(72)0254 |

減免措置等

保護受給中の被保護世帯は、保護金品に対して税金がかかりませんし、地方税も非課税あるいは減免措置が講じられます。

また、心身障害者扶養年金の掛金や、国民年金の保険料は免除されます。そのほか、NHKの放送受信料の免除、居住する市町村によっては水道料金の免除などもあります。